

公共用地(財産区有地)境界確定書抄本交付事務取扱要綱

令和6年4月

豊中市 財務部 資産管理課

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊中市長が管理する公共用地のうち、財産区が所有する土地（以下「財産区有地」という。）の境界確定書抄本交付事務に関し、適正かつ効率的な事務の遂行を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の詳細を運用基準に、書式を様式集にて定めるものとする。

(定 義)

第2条 「公共用地（財産区有地）境界確定書抄本交付」とは、土地境界確認書等により確定した書面（以下「境界確定書」という。）の抄本を発行することをいう。

2 抄本は、境界確定書のうち個人情報を除くものとする。

3 境界確定書の図面サイズにより、一部分のみの発行とすることがある。

(抄本交付申込み)

第3条 財産区有地の境界確定書抄本交付申込みは、原則として土地所有者が豊中市長に公共用地（財産区有地）境界確定書抄本交付申込書（以下「申込書」という。）を1部提出してこれを行う。（以下、当該申込みを行う者を「所有者」という。）ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 本市が行う公共事業での申込みの場合は、申込地の所管所属長又は、事業所管所属長とする。

3 国及び地方公共団体等が行う公共事業での申込みの場合は、財産区有地の境界確定に関する権限のあるものとする。

4 申込書を提出後に所有者が変更された場合、所有者は、再度、申込書を提出しなければならない。

5 既存の境界確定書ごとの申込みとする。

(代理人)

第4条 所有者は、財産区有地の境界確定書抄本交付の申込みに係る業務を財産区有地の境界確定書抄本交付事務代理人（以下「代理人」という。）に代理させることができる。この場合、所有者は、代理人に行わせる必要な事項を記載した委任状を申込書に添付しなければならない。

(添付書類)

第5条 第3条の申込みに当たっては、申込書及び下記の書類を順に添付するものとする。

- (1) 委任状
- (2) 1) 印鑑登録証明書（個人の場合）
2) 印鑑証明書（法人の場合）
- (3) 代表者事項証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 申込地の登記事項証明書（全部事項証明書）
- (5) 地図・地図に準ずる図面の写し（公図）
- (6) 位置図（申込地を着色）
- (7) 申込地及び周辺の地積測量図
- (8) その他豊中市長が必要と認める書類

（審査及び受理）

第6条 豊中市長は、申込書が提出されたときは、遅滞なく書類を審査し、申込み要件を満たしている場合にはこれを受理する。

（境界確定書抄本交付及び受領書の提出）

第7条 豊中市長は、所有者に財産区有地の境界確定書抄本交付をもって通知するものとする。

- 2 所有者又は代理人は、財産区有地の境界確定書抄本の受領に際し、受領書を提出しなければならない。

（取下げ）

第8条 財産区有地の境界確定書抄本が不要となった等の場合又は、第3条第4項に該当する場合、所有者又は代理人は、豊中市長に取下げ申込書を提出しなければならない。

- 2 豊中市長は、前項の取下げ申込書の提出があれば、申込書を返却するものとする。

（疑義）

第9条 この要綱を運用するにあたり、疑義が生じたときは、豊中市長と代理人又は所有者は、十分協議し解決するものとする。

附則

この要綱は令和6年(2024年)4月1日から実施する。